

高浜3, 4号機  
設工認（中央制御室の居住性評価）に係る使用前確認の取り扱いについて

1. はじめに

高浜3, 4号機の中央制御室の居住性評価については、3号機及び4号機の同時被災を考慮した評価から、1～4号機の同時被災を考慮した評価とする設計及び工事の計画（以下、「本設工認」という。）の認可申請を2020年10月に行った。（適合性確認対象設備は、別紙－1及び別紙－2参照。）

本設工認は、12月に認可をいただいているが、本日、本設工認の軽微変更届出を実施したことから、当該届出内容（1号機及び2号機の各外部遮蔽の扱いの明確化）を踏まえた使用前確認の取り扱いについてお伺いするもの。

2. 設工認申請の内容

本設工認のうち軽微変更届出した内容は、今回評価条件として追加した1号機及び2号機主登録の各外部遮蔽の扱いについてのみである。

要目表においては、記載された各外部遮蔽の仕様に変更があるものではなく、1号機及び2号機の各外部遮蔽に対する共用の時期を明確化している。

基本設計方針においては、同時被災を考慮する号機を3, 4号機から1～4号機に記載変更したものである。

3. 使用前確認の取り扱い

前2項の設工認申請内容（軽微変更届出含む）を踏まえた以下事項をご考慮いただき、使用前確認の取り扱いをご判断いただきたい。

- ・ 検査対象設備である1号機及び2号機の各外部遮蔽は、各主登録号機のSA一括工認の中で基準適合性が確認されること
- ・ 各外部遮蔽の構造設計は変更しておらず、各主登録号機のSA一括工認の中で設計された外部遮蔽の設計情報を用いて3, 4号機の中央制御室の居住性評価を実施していること
- ・ 検査完了後、1号機又は2号機の燃料装荷を開始した時から当該各外部遮蔽を共用とするものであること

以上

別紙－1：高浜発電所3号機 適合性確認対象設備の選定について

別紙－2：高浜発電所4号機 適合性確認対象設備の選定について

高浜発電所 3 号機 適合性確認対象設備の選定について  
(中央制御室の居住性評価への 1～4 号機同時被災の反映)

## 1. 概 要

本資料は、高浜 3，4 号機中央制御室の居住性評価に係る高浜 3 号機の設計及び工事の計画の認可申請における適合性確認対象設備選定結果について説明するものである。

## 2. 適合性確認対象設備の選定について

当該設工認は、技術基準規則第 7 4 条及びその解釈に基づき、高浜 3，4 号機中央制御室の居住性評価に関し、3 号機及び 4 号機の同時被災を考慮した評価から、1～4 号機の同時被災を考慮した評価とした。よって、適合性確認対象設備の選定については、第 7 4 条への適合性確認のために新たに評価条件に加えた設備を対象とし、1 号機及び 2 号機の外部遮蔽を適合性確認対象として選定した（表 1）。

なお、第 7 4 条で新たに選定した設備は、各主登録号機の SA 一括工認の中で適合性が確認されたものから、構造設計の変更はない。

表 1 高浜 3 号機 適合性確認対象設備の選定結果

施設区分	設備区分	機器区分	名称
放射線管理施設	生体遮蔽装置	生体遮蔽装置	外部遮蔽（1 号機設備、重大事故等時（特定重大事故等時を除く）のみ 1・2・3・4 号機共用及び <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> ）
			外部遮蔽（2 号機設備、重大事故等時（特定重大事故等時を除く）のみ 1・2・3・4 号機共用及び <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> ）

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所4号機 適合性確認対象設備の選定について  
(中央制御室の居住性評価への1～4号機同時被災の反映)

## 1. 概 要

本資料は、高浜3，4号機中央制御室の居住性評価に係る高浜4号機的设计及び工事の計画の認可申請における適合性確認対象設備選定結果について説明するものである。

## 2. 適合性確認対象設備の選定について

当該設工認は、技術基準規則第74条及びその解釈に基づき、高浜3，4号機中央制御室の居住性評価に関し、3号機及び4号機の同時被災を考慮した評価から、1～4号機の同時被災を考慮した評価とした。よって、適合性確認対象設備の選定については、第74条への適合性確認のために新たに評価条件に加えた設備を対象とし、1号機及び2号機の外部遮蔽を適合性確認対象として選定した(表1)。

なお、第74条で新たに選定した設備は、各主登録号機のSA一括工認の中で適合性が確認されたものから、構造設計の変更はない。

表1 高浜4号機 適合性確認対象設備の選定結果

施設区分	設備区分	機器区分	名称
放射線管理施設	生体遮蔽装置	生体遮蔽装置	外部遮蔽(1号機設備、重大事故等時(特定重大事故等時を除く)のみ1・2・3・4号機共用及び <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> )
			外部遮蔽(2号機設備、重大事故等時(特定重大事故等時を除く)のみ1・2・3・4号機共用及び <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> )

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。